

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 1 月後期

(No. 287)

発行年月日：2015 年 2 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、1 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 建設に関する技術の特許審査を 1 年以内に…海外特許の獲得も支援(1.19.)
- 2-2 「中小企業技術保護センター」がオープン(1.23.)
- 2-3 「2015 特許庁業務計画」が発表(1.28.)
- 2-4 国立無形遺産院、「無形文化遺産と知識財産権」を発行(1.29.)
- 2-5 「2014 年知的財産動向」が発表(1.29.)
- 2-6 2014 知的財産活動実態調査の結果(1.29.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許出願しても白紙に…特許無効訴訟の勝訴率が 70%に(1.20.)
- 3-2 浄水器のデザイン特許を巡る訴訟…東洋マジックが COWAY に勝訴(1.22.)
- 3-3 物の製造方法の改善だけでは、物の特許を取得できない(1.27.)
- 3-4 POSCO、新日鉄住金と国内特許紛争で勝訴(1.30.)

#### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 現代自動車、グローバル業界の特許出願でトップ 3(1.20.)
- 5-2 韓国の金融特許競争力…新韓銀行・BC カード・サムスン証券・サムスン火災がトップに(1.20.)
- 5-3 LG ディ스플레이、米 UDC と「技術および特許のライセンス協約」を締結(1.27.)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 建設に関する技術の特許審査を1年以内に…海外特許の獲得も支援

国土交通部(2015.1.19.)

今後は、建設に関する新技術の特許審査期間が2年から1年に短縮されるほか、中小企業の優秀技術が海外で特許を獲得するよう、政府が費用の一部を支援する。

国土交通部と特許庁は、19日、以上の内容が盛り込まれた「建設産業の技術競争力の向上に向けたMOU」を締結した。

両機関は、新技術・R&Dと特許間の協力システムを構築して国内の建設技術が海外に進出する機会を拡大し、建設分野の技術競争力を強化するために相互協力していく予定だ。

同MOUは、韓国の建設企業が最近海外の受注競争において中国勢の低価格攻勢にさらされている中、価格競争から離れ、先進国レベルの技術競争力を確保する必要があるとの認識の下で進められた。

主な協力分野は大きく3つに分けられ、①優秀な建設技術の海外進出機会の拡大および支援、②建設分野の新技術と特許の創出・活用、③知的財産に対する認識向上に向けた教育・広報だ。

「建設技術の海外進出機会の拡大および支援」は、建設に関する新技術と特許の審査連携を通じて審査期間を2年から1年以内に短縮することで、海外特許を出願する機会を拡大する。

また、中小企業の優秀技術が海外で特許を獲得できるように政府の海外市場開拓資金で一部費用を支援する方策も推進される。

さらに、特許の質的評価システムを導入して、優秀な特許または技術力を有している企業が PQ において有利な評価を受けられるようにし、建設分野の R&D によって開発された技術が知的財産につながるよう、相互に協力することにした。

国土交通部のソ・スンファン長官は「両機関の協力は、中東・東南アジアはもちろん中南米・アフリカなど、海外受注先の多角化に乗り出している韓国建設企業のグローバル競争力の向上に貢献するはずだ」と強調した。

特許庁のキム・ヨンミン庁長も「特許庁では産業別の特許競争力強化を推進している。同 MOU によって建設分野の特許競争力の向上策が具体的な実行力を備えられるようになり、非常に嬉しく思う」と述べた。

両機関は局長レベルの政策協議会を構成し、年初から MOU 内容に基づいた具体的なアクションプランを立てて推進していく予定だ。

## 2-2 「中小企業技術保護センター」がオープン

中小企業庁(2015. 1. 23.)

中小企業庁は、昨年施行された「中小企業技術の保護支援に関する法律」(’14. 11. 29. 施行)に基づいて「中小企業技術紛争の調停・仲裁委員会」を構成し、1月22日、ロッテシティホテルにて委員委嘱会を開催した。

それとともに同法律に基づく中小企業技術保護の専従機関として、大・中小企業協力財団内に「中小企業技術保護センター」を設置し、開所式を行った。

同委員会は、技術紛争の際に裁判にかかる膨大な時間および費用を負担に感じる中小企業のために、技術漏えいに関する紛争を迅速に※調停・仲裁する目的で立ち上げられた。

※(調停)調停部の構成日から3カ月以内に当事者間の合意を誘導

(仲裁)仲裁部の決定日から5カ月以内に仲裁判定を実施

委員会は、調停・仲裁業務の円滑な遂行のため、現役の判事・弁護士・弁理士など、各界の専門家と技術紛争の性格を考慮して分野別技術専門家など、37人で構成された。

委員会の設置により、中小企業に対する技術保護の支援領域が「技術漏えいの事前予防」から「技術漏えいの事後救済」にまで拡大された。

また、技術保護センターの設置により、中小企業が開発・保有した技術の保護支援から漏えい被害の救済に至るまで、技術保護の全般にわたる統合サービスの提供が可能となった。

中小企業庁のハン・ジョンファ庁長は「調停・仲裁委員会の発足と技術保護センターの開所により、これまで技術保護に難航していた中小企業を効果的に支援できる土台が作られたという点で非常に意味深い。中小企業の技術が正当な補償を受け、保護された時にこそ、創造経済が実現されるはずだ」とこれからの活動に期待を示した。

中小企業技術保護法を制定・代表発議したセヌリ党のキム・ドンワン議員も同行事に参加し、「技術紛争の調停・仲裁委員会の設置により、大企業などによる技術奪取など、中小企業が受ける被害に対して訴訟まで行かず、迅速に救済を受けられるようになった」と述べ、同委員会の設置を歓迎した。

一方、中小企業庁は、中小企業のための支援基盤が作られたことで、関係部処などと共同で中小企業の技術保護支援制度を説明し、認識向上に向けた取り組みを本格的に推進するとの計画だ。

まず、1月27日ソウルを皮切りに2週間、全国6地域で技術保護PRロードショーを開催し、中小企業庁をはじめとする特許庁、警察庁、公正委など政府機関による技術保護支援施策の案内をするほか、機関別の相談ブースも運営する予定だ。

## 2-3 「2015 特許庁業務計画」が発表

韓国特許庁(2015. 1. 28.)

□特許庁は、1月27日(火)、「知的財産に基づいた創造経済の具現」というタイトルの2015業務計画を発表した。

○同業務計画は、昨年の1年間、特許庁が推進した政策の成果とこれに対する評価を基に、2015年に特許庁が推進する政策に対する具体的なアクションプランと意志を示している。

□特許庁は昨年、「知的財産に基づいた創造経済の実現戦略」に基づいて、国民の創意工夫のアイデアが知的財産へ、そして創業と雇用創出につながる知的財産環境を構築するため、

○審査・審判体制を革新することで国内システムの充実化を図る一方で、新しい知的財産政策案を提示した。

□2015年は、「知的財産を基に企業の成長と国民の幸福をけん引」するために、

- ①信頼できる審査・審判サービスの提供
- ②健全な知的財産環境の造成
- ③知的財産を基盤とするグローバル企業への成長を支援
- ④クリエイティブな知的財産人材の育成

以上の5分野で19件の課題を集中的に推進する予定だ。

□これによって、日本企業の技術力および中国企業の低価格戦略と競争している韓国企業が今の危機を乗り越え、知的財産を活用してグローバル市場での競争力を備えられるよう支援する。

※詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

#### 2-4 国立無形遺産院、「無形文化遺産と知識財産権」を発行

文化財庁(2015.1.29.)

文化財庁国立無形遺産院は、知的財産権をもって無形遺産の保護策について研究・調査した「無形文化遺産と知識財産権」を発行した。

無形遺産は、誰もが享受できる公共財として認識されているが、無分別な使用によって伝承者の権利が侵害されるだけでなく、無形遺産の原型が毀損されかねないという懸念の声が持続的に提起されてきた。このような問題意識から、国際社会ではユネスコと世界知的所有権機構(WIPO)を中心に2000年代初めからすでに知的財産権を活用した無形遺産の保護を目指して法制化を推進するなど、積極的な活動が進められている。

今回発行された「無形文化遺産と知識財産権」は、国際社会と足並みを揃え、無形遺産に対する公衆の自由な接近性を維持しつつ、発生可能性のある対立との調和について

知的財産権の観点から模索するため、2011年から2年間進めた「無形文化遺産の保護・保存・活用を巡る知的財産権の役割」研究の結果を再編集・修正して発行したものだ。

主な内容は、▲無形遺産と知的財産権の概念をまとめた「無形遺産と知識財産権の意味」、▲知的財産権の分野別権利を無形文化遺産の保護の観点からまとめた「知識財産権を活用した無形文化遺産の保護」、▲無形遺産の研究において必要な倫理指針と政策を海外の事例をもって説明した「研究倫理および政策に関する海外事例」などだ。

国立無形遺産院は、これからも無形遺産と知的財産権の細部分野別の深層研究を持続的に実施して、その結果をシリーズで発刊し、関係機関との協業を介して関連分野の法・制度の改善に向けた政策参考資料として活用する計画だ。

## 2-5 「2014年知的財産動向」が発表

韓国特許庁(2015.1.29.)

□(出願現況)特許庁が発表した2014年度知的財産統計の動向によると、2014年度の特許・実用新案・デザイン・商標の出願は、合計434,047件で、前年比3,883件(+0.9%)増加した。

○権利別では、特許(+2.8%)と商標(+1.7%)が小幅な増加となり、デザイン(△3.9%)と実用新案(△16.3%)は減少したことが分かった。

### <知的財産出願の件数>

(単位：件)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
特許	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292
実用新案	13,661	11,854	12,424	10,968	9,184
デザイン	57,187	56,524	63,135	66,940	64,345
商標	121,125	123,814	132,522	147,667	150,226
計	362,074	371,116	396,996	430,164	434,047



□(長期動向) ‘08年～‘10年のグローバル金融危機以降、景気の回復を受けて特許出願も‘11年～‘13年まで急増し、‘14年も増加勢は多少鈍化したものの、4年連続の増加となった。

□(国際動向) このように特許出願の増加傾向が鈍化する現象は、世界中で見られ、IP5でも同じような傾向が表れている。

○米国と日本は‘14年度の特許出願がそれぞれ△2.1%、△0.7%減少し、欧州は‘10年度の特許出願が15万件を突破して以来、小幅な増減を繰り返しつつ、伸び悩んで(+1.7%)いる状況だ。

- ただし、例外として中国の場合、グローバル企業による中国への出願が増加したことで、毎年大幅な増加を見せている。(※1月現在、‘14年の出願実績は未発表)

＜IP5の特許出願の件数および増減率＞

(単位：件、%)

区分		中国	米国	日本	韓国	欧州
出願件数	2010	391,177	490,226	344,598	170,101	150,961
	2011	526,412	503,582	342,610	178,924	142,793
	2012	652,777	542,815	342,796	188,915	148,560
	2013	825,136	571,612	328,436	204,589	147,987
	2014	-	559,721	326,017	210,292	150,430
増減率	2010	24.3%	7.5%	-1.1%	4.0%	12.2%
	2011	34.6%	2.7%	-0.6%	5.2%	-5.4%
	2012	24.0%	7.8%	0.1%	5.6%	4.0%
	2013	26.4%	5.3%	-4.2%	8.3%	-0.4%
	2014	-	-2.1%	-0.7%	2.8%	1.7%

(※ '14年データは暫定値)

□(出願類型別)昨年出願された特許全体を類型別にまとめると、学校法人(+15.4%)、中小企業(+7.1%)は、産官学の共同研究および創造経済の本格的な推進によって新規ビジネスを創出する取り組みが活性化した影響だと見られている。

主体別	2013	2014	増減率
大企業(大・中堅)	58,492	57,431	-1.8%
中小企業	38,583	41,338	7.1%
大学、学校	13,746	15,868	15.4%
公共部門 (公共研究機関、政府など)	11,494	10,527	-8.4%
国内個人	36,867	38,246	3.7%
その他(非営利、外国人など)	45,166	46,882	3.7%
計	204,348	210,292	2.9%

○一方で、公共部門および大企業による特許出願は、'14年に R&D 投資の規模が増加(政府：17.7兆ウォン、+5.1%、民間：推定 59.5兆ウォン、+12.7%)したにもかかわらず、△8.4%、△1.8%減少したことが分かった。

□(多出願現況)各類型別の多出願人をまとめると、大企業の場合、サムスン電子(株)が 7,574 件、中堅企業は漢拏ビステオン空調(株)が 523 件、中小企業は(株)NEXDIGM が 393 件、大学は韓国科学技術院が 1,023 件、公共研究機関は韓国電子通信研究院が 2,165



件を出願し、それぞれトップとなった。

## < 類型別の最多出願人の現況 >

(単位：件、%)

類型別	出願人名	2013	2014	増減率
大企業	サムスン電子株式会社	7,867	7,574	-3.7%
中堅企業	漢拏ビステオン空調株式会社	471	523	11.0%
中小企業	株式会社 NEXDIGM	90	393	336.7%
大学	韓国科学技術院	1,023	1,023	0.0%
公共研究機関	韓国電子通信研究院	2,241	2,165	-3.4%

□ (産業分野別) 特許庁は、従来の国際特許分類 (IPC) のほか、今年初めて産業分野別の特許出願統計を提供しているが、61 産業分野のうち「コンピュータプログラミング・情報サービス業」(14,929 件)、「事務用以外の一般機械製造業」(14,526 件)、「通信および放送設備の製造業」(12,952 件)の順で多く出願されていることが分かった。

○ 出願増加率の高い産業分野としては、タバコ製造業(+54.1%)、船舶製造業(+31.7%)、洗剤および化粧品製造業(+30.7%)の順となった。

- 特に「タバコ製造業」の出願が急増した背景には、タバコ価格の値上がりを受けて、電子タバコに関する出願が増加したことがあると分析している。

※ 詳細な内容については、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 2-6 2014 知的財産活動実態調査の結果

産業通商資源部 (2015. 1. 29.)

産業通商資源部貿易委員会と特許庁は、韓国知識財産研究院に依頼して実施した「2014 知識財産活動実態調査」の結果を発表した。

同調査は、2011 年から毎年特許庁と共同で実施しており、産業財産権を出願・登録した国内企業および大学・公共機関の中で標本を選定して調査したものだ。

※ 募集団：20,799 カ所 (企業 20,569 カ所、大学および公共研究機関 230 カ所)

※ 標本：4,055 カ所 (企業 3,825 カ所、大学および公共研究機関 230 カ所)

今回の調査結果、知的財産権を侵害された企業の割合は 6.0%で、引き続き増加していることが分かった。

※産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権および新知的財産権(半導体配置設計、地理的表示、営業秘密など)

特に中小企業およびベンチャー企業など、小規模企業の被害が増加しており、被害企業は主に専門人材および情報の不足、過度な時間と費用により侵害対応に難航している。

※全 体 : 4.3%('12年)→5.6%('13年)→6.0%('14年)

※中 小 企 業 : 4.3%('12年)→7.0%('13年)→7.0%('14年)

※ベンチャー企業 : 4.1%('12年)→4.3%('13年)→5.4%('14年)

知的財産権の類型別に侵害割合をまとめると、特許権の侵害が最も多く、次いで商標権、デザイン権、実用新案権の順だった。

※特許権 2.4%、商標権 2.1%、デザイン権 1.5%、実用新案権 0.5%

侵害商品の製造地域は、国内が 77.0%、中国が 21.0%だった。

※製造地域が中国である場合は、前年(18.2%)比増加し、特に大企業の場合は、製造地域が中国である割合が 53.1%と高くなった。

特に輸出・輸入の実績がある企業が侵害を受けた割合は、内需企業より比較的高く、ベンチャー企業も高い割合となった。

※全 体 : 6.0%(輸出入企業 7.1%、内需企業 4.2%)

※ベンチャー企業 : 5.4%(輸出入企業 7.6%、内需企業 2.4%)

一方、輸出入企業の侵害対応割合は、内需企業より相対的に低くなったが、これは侵害対応による企業のブランドが損傷されることを防ぎ、既存市場を保護する方向で活動しているためだと見られている。

※侵害対応割合 : 59.4%(輸出入企業 56.8%、内需企業 62.4%)

これから貿易委員会は、警察庁、関税庁など関係機関と協力して輸出入企業の知識財産権被害に対する不公正貿易行為の調査を強化し、中小企業を支援するための関連政策を積極的に推進していく予定だ。

知識財産活動実態調査は、上記の調査以外にも知的財産担当組織および人材などのインフラ現況、特許情報の活用現況、特許権の導入現況など、企業と研究機関の知的財産活動全般に対して行われた。同報告書は、貿易委員会と特許庁のホームページで閲覧できる。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 特許出願しても白紙に…特許無効訴訟の勝訴率が 70%に

電子新聞(2015.1.20.)

不良特許の防止を目指す特許無効訴訟が逆に中小企業の特許技術を無力化に使われたケースが発生した。

20日、業界によると、中小企業 ITWell がコンビニ大手 3 社と販売時点情報管理 (POS) システムの特許を巡って訴訟を繰り返している中、大企業側が特許を無力化するために関連特許の無効訴訟を起こした。

ITWell は、コンビニ大手の BGF リテール、コリアセブン、GS リテールを相手取って自社の登録特許に関する侵害訴訟を進めている。このうち、コンビニ「CU」を展開する BGF リテールは、自社が ITWell の特許技術を一部使用していると認めた。GS リテールは、コンビニ協会を介して対応しているほか、コリアセブンはいかなる対応もしていない。

当該特許は、ITWell が 1997 年に登録・出願した登録特許「第 10 - 0384566 号」で、コンビニのレジで POS システムと連携して販売・注文・配送を統合管理する技術だ。

ITWell が BGF リテールを相手に積極的特許権利の範囲確認審判を提起したが、韓国コンビニ産業協会は ITWell を相手に特許無効審判を提起した。

ITWell 側は「大企業のコンビニ 3 社が ITWell の権利行使に対して、むしろ特許無効審判を提起している状況だ。中小企業が投資してようやく特許を出願しても、大企業が力の論理で無効訴訟制度を悪用すると、特許出願が白紙に戻ってしまい、海外展開にも支障が生じかねない」と訴えている。

特許審判院は、当該特許の無効審判において韓国コンビニ協会の勝訴だと判断した。この結果に不服した ITWell は、特許法院における訴訟を引き続き進めている。

不良特許を防止するために制定された国内の特許無効訴訟の勝訴率は約 70%に上っている。高いコストを投じて登録・出願しても時間が経って当該特許技術が普及すれば、市場の競合会社などが無効訴訟を利用して特許を容易に無効化することができるという訳だ。

業界の関係者は「韓国の特許出願・登録の過程は、先行技術調査など審査過程が非常にややこしくなっている反面、無効訴訟が認められる過程は比較的簡単だ。結局、特許侵害訴訟が発生しても、訴えられた方で逆に中核特許技術のサイド保護技術特許に対して無効訴訟を起こして、本特許まで無力化させる戦略を頻繁に使うといった副作用がよく見られる」と述べた。

特許審判院の関係者は、「特許無効訴訟制度は、利害当事者間で紛争が生じたときに使える制度だ。中小企業と大企業の勝訴率を比べると 45 対 55 程度と集計されていて、特に中小企業にだけ不利な状況にはなっていない」と説明した。

チョン・ミナ記者

### 3-2 浄水器のデザイン特許を巡る訴訟…東洋マジックが COWAY に勝訴

デジタルタイムズ(2015.1.22.)

東洋マジックは、超小型浄水器のデザイン特許を巡って争った COWAY との全て訴訟において、自社が勝訴したと発表した。

22 日、特許法院第 2 部は、COWAY が東洋マジックを相手取って提起したミニ浄水器の「デザイン登録の権利範囲確認の控訴審判決公判」において東洋マジックの勝訴を言い渡した。

COWAY は、昨年 6 月、東洋マジックが特許審判院に提起した「デザイン登録の権利範囲確認審判」において敗訴し、控訴した。裁判部は同日、「東洋マジックのナノミニ浄水器が COWAY の「ハンピョム※浄水器」の権利範囲に属さないという原審を維持する」と判示した。

※親指の先から小指の先の長さを意味する言葉

これで東洋マジックは、デザインに対する仮処分の申し立て、デザイン登録の権利範囲確認審判の原審と控訴審の 3 件の訴訟においていずれも勝訴した。

3-3 物の製造方法の改善だけでは、物の特許を取得できない

電子新聞(2015.1.27.)

製造技術の改善だけでは、新しい商品の特許として認めることができないという判決が出た。コスト削減ができる製造技術は物の特許にならないということで、特許取得を目指す零細中小企業は注意をはらう必要がある。

27日、業界によると、製造方法が記された物の発明(PbP)の特許要件を判断するときは、製造方法の記載を含め、特許請求範囲の全ての記載に基づいて特定される構造や性質などを有する物として把握し、新規制と進歩性等を判断しなければならないという大法院全員合議体の判決が言い渡された。

大法院全員合議体は、最近A氏がB氏を相手取って提起した特許無効訴訟の上告審(2011フ927)において、原告勝訴と判決した原審を破棄し、事件を特許法院に差し戻した。

裁判部は、判決文で「物の発明に製造方法が記載されているとはいえ、新しく発明したのは製造方法ではなく物そのものであるため、これは物の発明であると判断すべきである。物の発明について特許を請求するとき、それに係わる物の製造方法は、物の構造又は性質を示す一つ的手段に過ぎない」と判断した。

製造過程において技術は、とある物を発明する「手段」であり、その他発展の要素が物に備えられてこそ、特許発明として登録される資格があると判断したのだ。方法だけでは特許が認められず、手段による結果が新しい商品を作る、または商品の品質が向上するなど、物そのものの進歩性について総合的に見極めなければ、商品の特許として認められないということだ。

A氏は、物の発明の特許を請求する過程で、「甲の物(a方法による製造)」と記載して特許を登録した。その後、B氏はA氏と異なる方法で甲の物を製造した後、A氏による特許は一般的な技術者が容易に発明できるものだと主張し、特許審判院に「A氏の特許無効化」に対する審判を請求した。

特許審判院がA氏による特許の無効を決定したことに対して、A氏は、法院に無効決定の取り消しを求める訴訟を提起した。特許法院は「製造方法がその他技術と比較した

とき、その進歩性が認められる」として原告勝訴の判決を言い渡した。

業界の専門家は、「物の特許を登録する時、その方法が従来に比べて進歩性が認められれば、製造方法を強調した特許請求項を追加して出願する慣行があったが、今後はさらに物に限られた特許を認めるという判例だと解釈することができる」と説明した。

チョン・ミナ記者

### 3-4 POSCO、新日鉄住金と国内特許紛争で勝訴

デジタルタイムズ(2015.1.30.)

新日鉄住金が POSCO を相手取って特許侵害を主張した方向性電磁鋼板の関連特許が無効だという特許法院の判決が言い渡された。

30日、POSCOによると、特許法院は、新日鉄住金が自社の方向性電磁鋼板に関する韓国特許4件を無効だと判断した特許審判院の審決に対して提起した特許無効取消訴訟において、「3件はすでに知られている技術と同様または類似であるため、認められない」と原告の請求を棄却した。残りの1件は有効だと判決したが、2012年10月に権利が消滅された。

当該特許は、鋼板を加熱する速度、鋼板の熱処理温度、鋼板内の酸素量、レジャー出力に関するものだ。方向性電磁鋼板は、電気自動車、ハイブリッドカー、再生可能エネルギー素材などに幅広く使われ、未来の高付加価値鉄鋼素材とされている。

新日鉄住金は、2012年4月、POSCOが自社の退職社員を通じて方向性電磁鋼板の製造技術を手に入れたとして、東京地方裁判所に営業秘密・特許侵害の訴訟と同時に986億円の損害賠償請求の訴訟を提起した。米ニュージャージー州連邦裁判所においても類似した訴訟を起こした。これに対してPOSCOは、2012年7月大邱地方法院に債務不存在確認訴訟を提起した後、同年9月に米特許庁、2013年4月に韓国特許庁特許審判院に特許無効審判を請求した。米特許庁も2013年10月、似た趣旨の中間決定を出している。

パク・ジソン記者

### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

## その他一般

### 5-1 現代自動車、グローバル業界の特許出願でトップ3

デジタルタイムズ(2015.1.20.)

現代自動車がこの数年間でグローバル完成車メーカーのうち、特許出願の件数が最も大幅に増えたことが分かった。現在、特許出願トップであるトヨタ自動車との格差も一段と縮まった。

20日、関連メディアによると、トムソン・ロイターIP&Scienceは、「2015年自動車産業の革新状況」という報告書を通じて、現代自動車が推進力、カーナビ、ハンドリング、安全およびセキュリティ、エンターテインメントの5分野において特許出願総合3位に上ったと明らかにした。調査期間は2009年から2013年までだ。

同報告書は、「現代自動車の特許出願数は2010年500件から2013年1,200件と2倍以上増えた。最も速いスピードで成長を遂げている自動車業界最高の革新企業だ」と評価した。

自動車業界の特許出願トップ企業はトヨタ自動車で、2位はポッシュ、4位はホンダ、5位はデンソー、6位はダイムラーの順となった。

パク・ジョンイル記者

### 5-2 韓国の金融特許競争力…新韓銀行・BCカード・サムスン証券・サムスン火災がトップに

電子新聞(2015.1.20.)

韓国で業種別金融特許の競争力が最も優れているブランドは、新韓銀行、BCカード、サムスン証券、サムスン火災となった。

これは、電子新聞と特許情報検索・分析専門企業WIPSが国内では初めてこの21年間の金融業種別の特許出願現況を分析した結果だ。

今回行った金融特許競争力調査は、1994年1月1日から2014年12月31日の間に出版された特許を対象としており、金融監督院の金融統計情報システムの分類によるものだ。製造業や情報技術(IP)業などの分野で特許競争力調査が行われたことはあるが、金融分野で調査したのは今回が初めてだ。各金融会社の特許出願に関する現況と未来競争力を判断するバロメータになると評価されている。

同調査の結果、銀行分野では新韓銀行が1,144件(海外特許を含む)で、国内金融界では特許競争力が最も優秀だった。クレジットカード分野ではBCカードが182件、証券分野ではサムスン証券が113件、保険分野ではサムスン火災が26件でそれぞれの金融分野において特許競争力トップとなった。

その反面、特許競争力の最下位となったブランドは、光州・済州銀行(1件)、ロッテカード(1件)、NH投資証券・KB投資証券・IBK投資証券(1件)、キョボ生命・The K損害保険・未来アセット生命保険(1件)だった。

業界別特許出願の実績は、毎年減少傾向を見せている。グローバル巨大企業がフィンテック・ビジネスに向けて特許の確保に多大な投資と努力を投じている中、国内の金融会社はむしろ特許出願とインフラ投資を減らしている。

代表的な例として、この10年間銀行業界の特許出願数は10分の1に急減した。定量の比較のみで特許競争力を判断することはできないが、急激に変化し続けるスマート金融の環境で特許に対する投資と対応が全く行われていないことが分かる。セキュリティの規制などが強化され、特許の確保よりはリスク管理などにもっと集中しているとの分析がある。実際、去年の銀行による特許出願件数は9件で、前年同期比13倍以上急減した。カード・証券・保険会社も状況は同じだ。

このような状況が継続すれば、国内の金融会社がパテントトロール(NPE)の新しいターゲットになり、危機に陥りかねないとの見通しもある。最近、金融機関の固有の領域だった支払い・決済の分野に通信キャリアとIT企業が相次いで参入したことで、本格的な領域の破壊が始まり、特許の重要性は増大してきた。

特許専門家は、官民合同で「金融特許競争力」の確保に向けた対応策作りが待ったなしの状況だと指摘した。ある海外特許専門弁護士は、「グローバルスマート金融市場は、すでにフィンテック・ビジネスに関する特許紛争に備えている。国内金融会社もできるだけ早く特許の確保などによる安全装置を用意しなければならない」と警告した。



キル・ジェシク記者、チョン・ミナ記者

5-3 LG ディ스플레이、米 UDC と「技術および特許のライセンス協約」を締結

デジタルタイムズ(2015.1.27.)

LG ディ스플레이は、26 日、有機 EL の競争力強化に向けて米有機 EL 材料メーカーである UDC と「有機 EL 技術の相互協力および関連特許のライセンス協約」を締結した。LG ディ스플레이は、同協約を基に有機 EL 市場の拡大を加速化する方針だ。

今回、LG ディ스플레이と協約を締結した UDC は、1994 年立ち上げられた企業で、有機 EL に関する特許を 3,300 件以上保持しており、その中でも環境配慮・省エネを実現する「燐光有機 EL」材料に関するオリジナル技術の特許を保持している。

今回の戦略的提携を介して LG ディ스플레이は、UDC より有機 EL の材料を供給され、装備の構造に関する提案を受けられるようになる。UDC は、LG ディ스플레이に高性能の有機 EL 材料を供給し、技術開発と商品化への協力を通じて、ディスプレイ分野でのグローバル市場を確保できると見ている。

LG ディ스플레이もテレビ向け有機 EL およびフレキシブル有機 EL の研究・商品開発、生産の能力を強化し、有機 EL 市場の拡大を加速化できると期待している。

業界では、同提携によって両社が有機 EL の事業分野でシナジー効果を極大化し、市場における確固たる主導権を握られるきっかけになったと評価している。

LG ディ스플레이と UDC は、2007 年に世界初で 4 インチのフルカラー・フレキシブル AMOLED を共同開発した。

LG ディ스플레이有機 EL 事業部のヨ・サンドク部長(社長)は、「今回の戦略的提携により、有機 EL テレビの市場拡大に弾みをつけられる。これを機にフレキシブルおよび透明有機 EL の開発もさらに加速化すると期待している」と述べた。

キム・スヨン記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム